



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 星 和 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 増 山 晃 章
(コード番号: 6748 大証第2部)
問 合 せ 先 常務取締役 愛 知 後 秀 作
TEL (0774) 55-8181

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第58期定期株主総会にて下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更案は平成18年5月17日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年6月29日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正を行う場合があります。

記

1. 変更の理由

- (1) 変更案定款第4条は、公告方法について日本経済新聞に掲載して行う方法から、より効率的かつ経済的な情報開示方法である電子公告にて行う方法に変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなしおけるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第15条)
 - ② 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役全員の同意があり、かつ監査役が異議を述べない場合に限り、取締役会を開催せずに書面による決議があつたものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第26条第2項)
 - ③ 取締役および監査役がその期待される役割を十分に發揮できるよう、それぞれの責任を法令の範囲内で免除するため新設するものであります。また、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため新設するものであります。(変更案第30条、第41条)

(3) 「会社法」および「整備法」に基づき、当社定款に定めたものとみなされる以下事項につきましても、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うとともに、この機会に一部字句の修正を行うものであります。

- ① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。（変更案第19条、第31条、第42条）
- ② 当会社は株券を発行する旨の定め。（変更案第7条）
- ③ 当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。（変更案第11条第1項）

2. 変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 (条文省略)	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、33,782千株とする。ただし株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、33,782千株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

現行定款	変更案
(1 単元の株式の数) 第 7 条 当会社の <u>1 単元の株式の数</u> は、1,000 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当会社の <u>単元株式数</u> は、1,000 株とする。
(単元未満株券の不発行) 第 8 条 当会社は、 <u>1 単元の株式数に満たない株式</u> (以下「 <u>単元未満株式</u> 」といふ。)に係る株券を発行しない。	(単元未満株券の不発行) 第 9 条 当会社は、 <u>単元株式数に満たない株式</u> (以下「 <u>単元未満株式</u> 」といふ。)に係る株券を発行しない。
(株式取扱規程) 第 9 条 当会社の <u>発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよびその手数料</u> については、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、 <u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u> による。
(名義書換代理人) 第 10 条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当会社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。	(株主名簿管理人) 第 11 条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。 2. 当会社の <u>株主名簿管理人</u> およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 3. 当会社の <u>株主名簿、実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u> は、 <u>株主名簿管理人</u> の事務取扱場所に備え置き、 <u>株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u> の作成その他株式に関する事務は、 <u>株主名簿管理人</u> に取扱わせる。
(基準日) 第 11 条 定時株主総会において権利を行使すべき株主(実質株主を含む。以下同じ。)は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主とする。 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第 12 条 定時株主総会において権利を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主とする。 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 (招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p>
<p>(決 議)</p> <p>第14条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>	<p>(決 議)</p> <p>第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができます。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
(議事録) 第 <u>16</u> 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印して10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。	(議事録) 第 <u>18</u> 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第 <u>19</u> 条 当会社は、取締役会を置く。
(員数) 第 <u>17</u> 条 (条文省略)	(員数) 第 <u>20</u> 条 (現行どおり)
(選任方法) 第 <u>18</u> 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3. (条文省略)	(選任方法) 第 <u>21</u> 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)
(任期) 第 <u>19</u> 条 当会社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第 <u>22</u> 条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役、役付取締役および取締役相談役) 第 <u>20</u> 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。 2. 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。 3. 前項のほか、取締役会の決議により取締役相談役若干名を置くことができる。	(代表取締役、役付取締役および取締役相談役) 第 <u>23</u> 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 当会社は、取締役会の決議によつて、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 3. 前項のほか、取締役会の決議によつて取締役相談役若干名を置くことができる。
(招集者および議長) 第 <u>21</u> 条 (条文省略)	(招集者および議長) 第 <u>24</u> 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(招集通知) 第22条 (条文省略)	(招集通知) 第25条 (現行どおり)
(決議) 第23条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。 (新設)	(決議) 第26条 当会社の取締役会の決議は、 <u>議決に加わることができる取締役の過半数</u> が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。
(取締役会規程) 第24条 (条文省略)	(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)
(議事録) 第25条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して10年間本店に備置く。 (新設)	(議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2. 第26条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。
(報酬および退職慰労金) 第26条 当会社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第29条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限度する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
第5章 監査役および監査役会 (新設)	<p><u>第5章 監査役および監査役会（監査役および監査役会の設置）</u></p> <p><u>第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>
(員数) 第27条 (条文省略)	<p>(員数) 第32条 (現行どおり)</p>
(選任方法) 第28条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをを行う。	<p>(選任方法) 第33条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
(任期) 第29条 当会社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	<p>(任期) 第34条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
(常勤の監査役) 第30条 当会社は、監査役の互選により常勤の監査役を定める。	<p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
(招集通知) 第31条 (条文省略)	<p>(招集通知) 第36条 (現行どおり)</p>

(決議) 第32条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。	(決議) 第37条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(監査役会規程) 第33条 (条文省略)	(監査役会規程) 第38条 (現行どおり)
(議事録) 第34条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して10年間本店に備置く。	(議事録) 第39条 監査役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
(報酬および退職慰労金) 第35条 当会社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第40条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(監査役の責任免除) 第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査との間に同法第423条第1項の賠償責任を限度する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(新設)	第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)
(新設)	第42条 当会社は、会計監査人を置く。
(新設)	(選任) 第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(任期) 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>2. 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>(報酬等)</u> <u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>第6章 計 算</u> <u>(営業年度および決算期)</u></p> <p><u>第36条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p><u>第7章 計 算</u> <u>(事業年度)</u></p> <p><u>第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
(株主配当金)	<p><u>(剩余金の配当)</u> <u>第47条 剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し行う。</u></p>
(中間配当)	<p><u>(中間配当)</u> <u>第48条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）をすることができる。</u></p>
(除斥期間)	<p><u>(剩余金の配当等の除斥期間)</u> <u>第49条 剩余金の配当および中間配当が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>

以 上